

新型コロナウイルス（COVID-19）に伴う外国人留学生への生活支援について

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大により活動が制限され、留学生のアルバイト収入などの減少が生じていると思われるので、家賃の支払いや食費、生活必需品などに充てるための緊急支援給付を以下のとおり実施します。以下の申請条件に該当する方は、まずは国際企画課窓口にお越しください。

▶対象者

本学の全外国人留学生（非正規生及び2020年度休学をしている者を除く。）のうち、生活に困窮している者。

▶申請条件

下記申請条件1と2のいずれか、または両方に該当する者。

1. アルバイト収入が減額・減収していること。

〔生活費等にあてるため2020年1月以降、アルバイト等、生活費への収入を予定していたものの、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響により、アルバイトができなくなってしまった場合（できていない場合も含みます）。〕

2. 家族等支弁者からの仕送りが減額していること。

新型コロナウイルス（COVID-19）の影響により、家族等の支弁者の収入が減り、仕送りを受けることが困難な状況となってしまった者。

※新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大防止により、生活困窮状態になったと認定される外国人留学生を対象とするため、原則として、以下の者は対象としません。

- 4万5千円/月以上の給付型奨学金を受給している者
- 国費留学生、政府派遣留学生等政府からの奨学金等を受給している者。
- その他、生活困窮状態とは認定できない者。
- 現在、生活に困窮している状況を記述したレポート提出が不可能な外者。（記述内容は、原則として400字以内とし、様式は自由。）
- アルバイト先からの「給与支給に関する証明書」（別紙様式）または銀行通帳より、減額していることが確認できない者。

▶支給の決定

支援給付金の支給については、申請内容に基づき審査し、後援会長（学長）が決定します。

▶支給金額・支給期間

10万円を上限とし、申請者数・申請者の生活状況を審査し、準備が整い次第、支給を行います。

▶給付金の返還

1. 虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合。
2. その他、支援の必要性が認められなかった場合。

▶相談窓口締切

第1回締切： **5月28日（木）** / 第2回締切： **6月10日（水）**

【相談窓口】

山梨大学国際部国際企画課 山梨大学東キャンパスB1号館222室 平日9:00～17:00